

平成27年度鳥取県環境影響評価審査会（第1回）

1 日 時 平成27年12月9日（水） 午後1時から午後4時まで

2 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室

3 出席者 概要のとおり

4 内 容

- ・議事に先立ち、資料確認、及び事務局から鳥取県環境影響評価条例第45条第2項に定める審査会の定足数である過半数以上が出席（委員数13名中11名）であることを報告。
- ・会長に佐野委員、副会長に岡本委員を選出した。
- ・事務局から資料1を用いて環境影響評価制度の概要を説明した。
- ・非公開事項がないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開で進めることを決定してから審議に入った。
- ・事業者から事業の概要を説明いただき、事務局から資料2を用いて当該事業に係るこれまでの審査経過等を説明した。次に、事業者から事業計画の変更及び環境影響について説明していただいた後、その内容について審議を行った。

以下、質疑応答内容

○佐野会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して委員の皆様、御意見、御質問があればよろしく申し上げます。

どうぞ。

○A委員

御説明いただいた別添資料のほうですが、この中で方式としてストーカー方式を採用したと、それで、比較の相手としてストーカー方式と、比較の対象としてストーカープラス灰溶融方式と比べているという文章が何回か出てきて、例えば建物規模が小さくなるとか、排気ガス量が減るとか、そういうことが書かれています。結果として、それが評価書の内容と比較して環境に与える影響が小さくなると見込まれると。ということは、これは、この評価書をつくられた段階では処理方式を決定していなかったけれども、最悪値といえますか、一番悪いような条件で評価していたけれども、例えばストーカープラス灰溶融方式

を使ったけれども、実際にはストーカー方式を採用することになったので、その最悪値よりも小さくなると、そういうふうな論理構成というか、理屈だと思えばいいわけですか。

○佐野会長 お願いします。

○事業者

御指摘のとおり、評価書の時点ではどの処理方式にするか未定でしたので、可能性のある3方式全てについておおむね予測を行って、そのうち最大の影響があるものを載せているという状況です。

○A委員

そういうことですね。その最悪値よりも今回の採用するストーカー方式は、より環境に対する影響が小さく見込まれる、そういう結論になっていると、そう思えばいいわけですね。

○事業者 はい。御指摘のとおりでございます。

○A委員 了解しました。

○佐野会長 ほかにありますでしょうか。はい、どうぞ。

○B委員

簡単な質問ですが、薄いほうの資料の16、17ページに、変更前と変更後の地図がありますよね。建物の面積が減少して、その分、道路と駐車場の面積が増えたとのことですが、変更後の図を見たら道路と駐車場である灰色の部分が大きくなって、緑が減ったように見えるのですが、そのようなことはないですか。

○事業者

よろしいでしょうか。東部広域生活環境課の稲村と申します。よろしくお願ひいたします。こちらの図は、現在、ネズミ色に塗っていて、駐車場のようになっているのですが、

実はこちらのほうは、平成26年度に環境省のほうから国土の強靱化基本法というのが公布されまして、それに伴いまして地域の防災拠点として災害廃棄物置き場を計画しております。それで、今この色にしているのですが、行く行くはやはり緑色の芝生とかそういうものでやろうと思ってはおるのですが、まだ正確な情報が決定していませんので、今は空き地みたいな形で表示させているのが現状でございます。

OB委員 ありがとうございます。

○佐野会長 ほかにございませんでしょうか。

OC委員

30ページのところの大気質の話ですが、あと評価書の6-1になるのですが、この環境要素について浮遊粉じん、あるいは浮遊粒子状物質という表現にしてあるのですけれども、この評価が始まった平成21年、それから平成25年のあたりでは、まだSPMという基準でもよかったのかもしれないのですが、やっぱり日本やこの世界を取り巻く大気環境に関する関心というところからでは、より小さい粒子への健康影響、PM2.5のことがいわれています。そういった中で一般住民の方もやはりPM2.5というほうがわかりやすい。で、皆さんも御存じのように、PM2.5は中国から飛んでくる成分だけではなく地元のものほとんどである、そういったものを見ると、成分をトータルで把握できているPM2.5というもので値を出していくことが妥当になってきていると考えています。将来的には、供用を開始したときにはデータが見えるような状況にするという話が以前あったかと思いますが、その中でも感度の悪い機械でやるSO2の結果とかではなく、PM2.5の値というのを出してやるほうが実際に即しているのではないかと思うのですが、PM2.5をやらない、何か理由とか検討がありましたら、教えていただきたいと思うのですが、最低限、現在の環境の特性の部分、それから、供用後の一般住民への提供するデータとしてはPM2.5、予測のほうは難しいかもしれないですが、出すほうが必要ではないかと思っています。

○事業者 よろしいでしょうか。

○佐野会長 お願いします。

○事業者

先ほどの御質問につきまして説明させていただきます。

PM2.5については、現在、煙突出口での規制の基準が定められていないのですが、今後の法令等の整備状況につきましては対応していきたいという形で事業者さんのほうも考えてございます。一方で、PM2.5に関する調査予測に関してでございますけれども、国のほうでも今ようやく検討がなされ始めている状況でございます、特に予測手法につきましては、現時点で確立された予測手法というものがございません。といった中で、今回については予測評価項目については除外しているという状況でございますが、これも最新の知見を取り入れて対応していきたいとは考えてございます。

○佐野会長

よろしいですか。

では、今後、よろしくをお願いします。

ほかにもございますでしょうか。

○A委員

ストーカー方式が採用されて環境に与える影響が小さいということからだとは思いますが、例えば酸化鉄とか、そういうのも出てくるわけですよね、きっと。そうすると、それも全部埋めてしまうというお考えですね。

○事業者

もう一度、済みません。酸化鉄というのは……。

○A委員

鉄なんかは残りますよね、ストーカー方式だったら酸化鉄になってしまっただけで、資源にはならなくてそのまま酸化鉄が残るのでそれを埋めてしまう、そういう方式であるということですね。

○佐野会長 お願いします。

○事業者

そうですね、溶融の方式から比べればそうなるとは考えるのですが、このストーカー方式も今、性能がよくなりまして、磁選機をつけまして、磁気のあるものは除去しております。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）ですから、もうほとんど鉄類、鉄に関してはリサイクルのほうに回っているようでございます。

○A委員 アルミはどうですか。

○事業者

アルミ選別というのは、こちらの機械には今のところついていないようです。

○A委員

はい、わかりました。

それで、結局、デメリットは余りないということですか。環境に与える影響に関して見たら、設備が小さくなったり、それから排気ガスが少なくなったりして影響が少なくなると、余り環境に対するデメリットはないという、そういうことですか。

○事業者 はい。そういった理解で構わないと思います。

○A委員

わかりました。

それから、さっきの別添資料のほうで影響を検証しますというのが2項目ほど残っていますよね、工事中の資材運搬車両等の走行にかかわる大気質、騒音・振動にかかわる影響のところでも、評価書の内容から変化するために影響を検証しますと。それから、供用時のときの廃棄物運搬車両の走行に係る大気質、騒音・振動、触れ合い活動の場に関する影響についても、評価書の内容から変化する可能性があるために影響を検証しますと。これはもう検証されたということですか、これからやろうということですか。

○事業者

よろしいでしょうか。先ほどの予測評価のところでは御説明いたしましたとおり、例えば資材運搬車両の走行に伴う大気質の影響につきましては、例えば80ページや81ページに記載しておりますけれども、二酸化窒素で見ると年間98%値で、約、0.001……。

○A委員 ああ、予測されたということですね。

○事業者 そうですね、予測を行っております。

○A委員 それが検証ということと同じ言葉だということ。

○事業者 はい、そういう理解かと思えます。

○A委員

それで、どういう結果になった、さっき御説明いただいたことをもう一度申しわけないのですが、余り変わらないということ。

○事業者

総括いたしますと、車両走行に伴う大気、騒音・振動、あと触れ合い活動の場に関して行っておりますけれども、大気質と振動と触れ合い活動の場については影響はない、環境保全目標は満足できると考えております。一方で、騒音につきましては、これはちょっと影響が複合的になっておりまして、現地調査結果の話と河原インター線が供用したことで交通量が増加したという話。あと、隣接する工業団地の推定交通量が1.5倍程度になっているという状況も踏まえまして、本事業のみならず、総体的に影響が大きくなっている。そういった中で見た場合でも、本事業の影響は小さい状況が確認できております。とはいっても、事業者としてできる限り保全措置は講じていきたいと考えておりますので、今後の状況を見ながら、場合によっては鳥取市さんとの協議を調整を図っていくとか、あと、適切な運行管理を行っていくとか、そういった保全措置を講じていく考えであります。

○A委員 了解いたしました。

○佐野会長 ほかにございますでしょうか。お願いします。

○D委員

26、27ページのところですけれども、搬入車両台数が変更後は随分ふえていると思うのですが、これは、ごみの量がふえたというふうに理解したらいいのでしょうか。人口がこれから減少していくと思うのですが、22年度に比べて26年度は車両の台数が随分ふえているなと思ひまして、一番最初に計画ができたときに比べて人口も減少するので、ごみの量も減るのではないかということがあったと思ひますが、その後、余りごみが減らないというか、予測よりは減らなかったということでこの数字になっているのでしょうか。

○佐野会長 お願いします。

○事業者

まず、ごみの搬入量ですが、鳥取東部の4施設から出る合計の値で現在見ております。平成22年と比べますと、微量ではありますが右肩下がりに下がっていくという状況が続いております。ただし、台数のほうがふえております。そのふえた要因というのをいろいろと鳥取市ともヒアリングを行いまして調査いたしました結果、事業系の一般廃棄物というのを、これまでステーションなんかにも出されておった小さな業者さんがあったのですが、そちらのほうを個別に契約をするようにされまして、そういうことに伴って事業系のごみが少しふえていると。

それと、さらにふえたものが有料持ち込みという、各事業者さんが自分でごみ処理施設に持ち込まれると、これが一番大きくなった要因でございます。それで、ごみにつきましては、今後も、おっしゃいましたように人口の減少もありますし、余談ですけれども、断捨離といいまして今、不要な物を減らして生活や人生の調和をもたらすような生活術などもはやっておりますので、今後はこうやって減少傾向に進んでいくのではなかろうかと思っております。以上でございます。

○D委員 ありがとうございます。

○佐野会長 ほかにございますでしょうか。

○E委員

済みません。大きくは3つあるのですけれども、まず、最初の質問にあったストーカー方式の選定理由ですが、これを説明いただいたほうがいいかなと思うのですが。例えば3方式ですと、今のストーカー方式ですと、どうしても灰が出たりしますよね。その処理の検討については一つも触れておられないのです。そういったことも含めて、できれば選定理由を説明していただきたいのですけれども。

○佐野会長 1つずつお願いします。

○事業者

ストーカー方式に選定した理由でございますが、2方式3種類ということでストーカー方式、それから、流動床式のガス化溶融方式とシャフト式のガス化溶融方式、この3つの方式からストーカー方式を選定いたしました。選定に当たりましては、専門家の皆様あるいは、市民代表で構成されます可燃物処理施設整備検討委員会で検討をいただきまして、その報告書に基づきまして選定を行っております。整備検討委員会での選定に当たりましては、主に3つの観点で選定していただきました。まず、ライフサイクルコスト等経済性の観点、それから環境負荷として二酸化炭素の排出量、それから循環型社会の形成ということで再生利用率、この3点で3つの方式について比較を行いました。その結果、経済性あるいは二酸化炭素の排出、これにつきましてはストーカー方式が一番最適であるということでございます。それから、再生利用率につきましては、これはガス化溶融方式のほうが、2次製品、そういったものを有効利用されますので、一番シャフト式のガス化溶融方式が最適であるといった選考になりました。

もう一点、参考までに東部広域の場合ですと、白兔海岸の手前の伏野に最終処分場を有しております。こちらの最終処分場につきましては、地元の皆様と平成58年度まで使用させていただくように約束をさせていただきまして、大きな最終処分場を有しております。これは大変珍しいといえますか、東部広域の宝であるということでございます。その最終処分場を有効利用することが適切ではないといった観点で、審査、検討していただきまし

て、ストーカー方式が最適であると、そういったことで検討委員会ではストーカー方式の選定をされたということでございます。

○E委員

最終処分場が何年間で満杯になるか、そういったことも含めて検討はされていると思いますが、私の立場でいうと、むしろ技術的な面でどういうふうになっているのかなと思っ
ていまして、ストーカー方式ですけれども、これから多分、落札されると思いますが、大
体、燃焼温度はどれぐらいを想定されているのでしょうか。ごみの燃焼温度ですね。

○佐野会長 お願いします。

○事業者

皆さんにお配りしました50号の下に、ストーカー式焼却炉の略図をお示しさせていた
だいておりますけれども、そこに二次燃焼室の温度を記載しておりますが、850度から
950度ということでございます。

○E委員

それで、ごみが今度下のほうにたまると思うのですが、そのあたりの温度は大体どれぐ
らいですか。

もっと温度は低いと思っていいですか。燃焼すると、ずっとガスが上がっていくので、
多分上のほうが温度が高いと思うのですが、ごみが当たるあたりは温度が多分、低いので
はないかと思うのです、炉壁なんかもありますし。そうしたら、これは化学反応を起こし
て成分を除去するということですので、非常に温度というのは重要だと思うのですね。滞
留時間なんかもあるかと思いますが、ダイオキシンとか何かというのはこの温度ぐらいで
大丈夫ですか。というのは、例えば800度といっても炉壁に近いあたりは温度が低いで
すし、そういったあたりで分解し切れないのが、例えば灰なんかには付着、吸着されないの
かなと思うのですが、そういったのはどうなのでしょう。

○事業者

よろしいでしょうか。まず、御指摘のダイオキシンにつきましてですが、国の指針によ

りますと800度以上で焼却するのが適切であるということで、850度以上ということになっておりますし、今メーカーのほうでは、いろいろ次世代ストーカーとか、そういう名前のもが出ておまして、燃焼室の酸素濃度を下げることによって燃焼をうまくやるような方式もあるようですが、正確な数字というのは、今後、メーカーが決まらないとわからない。

○E委員

そのあたりの経済性の話なんかもありますし、その辺もやっぱり影響を受けるわけですね。そういう理解でよろしいですね。

○事業者

そういうところ以外の経済性を計算しております。それでも、明らかにストーカー方式が有効であるということで、こちらのほうを決定させていただいたわけですが、あとは焼却灰に残るダイオキシン類とかというものですけれども、ダイオキシン類、基本的にはバグフィルターを設置しますので、バグフィルターで90%以上除去できると伺っておりますし、残った焼却灰につきましても、キレート処理なんかをいたしまして、溶出しないように管理していくということでございます。

○E委員

底のほうにたまるごみも排出されているのですけれども、そこへ吸着というのはないと思っておりますか。ちょっと聞こえてなかった、済みません。今、おっしゃられたのは飛灰のほうですね。

○事業者 はい。

○E委員

下のほうにもごみがたまって、それを排出するようになっていいると思うのですが、そちらのほうへのダイオキシンとかなんかの吸着というのは無視していいのでしょうか。

○事業者

基本的には排煙上昇に伴うものが多いので、下部のほうにはいかないという形で。

○E委員

ああ、そうですか。そういうのは我々の分野とは随分違うのですが、内燃機関なんかだと潤滑油なんかを、すすの粒子が吸着するというのがあるので、同じような現象が灰のほうに吸着されるのかと思っていたのですが、それはないということによろしいですね、そういう理解によろしいですね。

○事業者 はい、そうですね。

○E委員

ああ、そうですか。わかりました。

では、2つ目ですが、別添資料でいいますと、例えば138ページとか139ページあたりになるのですが、これは私のほうからの簡単な確認です。よろしいですか、138ページと139ページですが。ちょっとこれ私、専門外なので、私の解釈が間違っていたら間違っているとおっしゃっていただいたらいいのですが、比べるのは、例えば、その将来騒音レベル、⑥足す⑦というのを環境基準と比較するという理解によろしいですか。

○事業者

はい。⑥プラス⑦が将来騒音レベルということになります。

○E委員

ああ、そうですか。これを見ると、0.8デシベルほど違いますね、ここを見ると、70.8と70です。0.8デシベルの違いになりますね。

○事業者 そうです。

○E委員 そういう理解でいいのですか。

○事業者 はい。

○E委員

ああ、そうですか。ちょっとわからないのですが、多分10デシベル程度の0.8デシベルの違いと70デシベル当たりの0.8デシベルの重みというのは違うと思うのですが、70デシベル程度で0.8ぐらいの超過というのは問題にならないという、そういう判断でよろしいですか。その確認だけです。慣例として行われているのであればいいのかと思います。

○事業者

基本的には環境保全目標として、このたび環境基準の適用をされないのですけれども、環境基準として設定してございます。それは70デシベルで設定しておりますので、たとえば0.1デシベル超えてもそれは保全目標は守れていないという形でアセスの中では評価してございます。ただし、このたび環境基準、環境保全目標を上回るという結果にはなっておりますが、あくまで本事業の実施に伴う影響という観点から見ますと、その影響は変更前よりもむしろ小さくなるような方向になっておりますので、そのところを評価しているということでございます。

○E委員

この数値で判断しなくてもいいという理解でよろしいですか。いや、ここの基準というのに基づかない判断も場合によってはされるという理解でしょうか。その辺のところ私、素人なのでよくわからないのですが。

○事業者

環境アセスの場合、現状非悪化という考え方もございまして、環境基準を既に超過している状況、例えば沿道の幹線道路であれば、既にもとから環境基準を超えているような、交通量が多くて超えているような状況であれば、その現状を、環境基準を超えているのですけれども、その現状を極力悪化させないという考え方もございますので、絶対それを守れるようにその事業の中でやらなくてはいけないというものではないかと考えています。

OE委員

ああ、そうですか。わかりました。

では、もう一つですが、余り議論に上がってなかった話だと思いますが、例えば90ページとか91ページですね、この中には大気質の御専門の方がおられるので、特には問題ないと思いますが、変更前と変更後で数値が余り、例えば計算結果は負荷濃度だと思うのですが、余り数値が変わってないのですよね。この違いというのは、変更前はストーカー溶融炉方式だったのがストーカー方式に変わったと、そのための違いだと、そういう御説明だったのですが、ところが煙突からの排出濃度を見ると、全然差がないのです。何でこんな小さい計算の差が出るのかなと、非常に不思議なのですが、その理由はどのようなのでしょうか。

○事業者

お手元に評価書がございますでしょうか。評価書の7-68ページをお開きいただきたいのですが、7-68ページの中段に表7-1-1.65が煙突排ガスの諸元ということで載せてございます。基本的に、評価書の中ではストーカー方式とストーカープラス灰溶融方式、ガス化溶融方式の3種類で行ってございまして、基本的に煙突から発生する汚染物質の濃度というものは一律で考えて想定しております。一方で、当然、煙突、高さも同じなのですが、ガス量が湿り、濁きともに違う、あと排ガス温度や吐出速度も当然、そのため異なってくるという状況がございまして、それらを拡散計算モデルにのせると、先ほどのような微妙な差が出てくるという状況になってございます。

OE委員

ああ、そうですか。いや、これちょっと多分、運動エネルギーを計算すると、ストーカー方式とストーカー溶融方式とでは、煙突から出てくる排気ガスの運動エネルギーですね、それは吐出速度の2乗と、あと、絶対温度の逆数できいてくると思うのですが、それをざっと計算するとストーカー方式とストーカー溶融方式とで倍半分以上ぐらい違うのですが、それにしても何か計算結果の差が小さいなと思うのですが、いや、一番恐れているのは計算ミスではないのかなというのが非常に心配なところなのですが、いかがでしょうか。

○事業者

運動エネルギーの観点からおっしゃいますと、それぐらいの差が出るのかもしれないですが、現状、アセスで考えておりますモデルというのがそういった運動エネルギーのそういった熱力学的なモデルより、むしろ昔からアセスの中で適用されております、あるいは環境省から出ているマニュアルの中で記載されておりますブルーム・パフ式とか、そういったものを採用してございますので、そういった中ではちょっと扱うパラメーターが異なっているという状況でございます。

○E委員

何となくちょっとあんまりよく。まあ、計算間違いはないということであれば、納得するしかないのですが。

○事業者

計算は間違いありません。

むしろガス量とか温度とか、そちらのほうのパラメーターのほうに左右されるということとであります。

○E委員

あと、せっかくこれを出してございますので、1つ確認ですが、この変更前というのはいつの資料になりますか。平成25年8月の資料というのが変更前という理解でいいですか。私の手元にあるのは平成25年8月の資料なものですから。その比較だと思ったらいいですか。

○事業者

変更前というのは25年10月の環境影響評価書。

○E委員 10月になりますか。

○事業者 はい。

○E委員

ではその分、8月と10月で若干違うということですか。いや、ちょっと見ていて変更前の資料が、私が持っている資料と何か数値が若干違っていたりするものですから、それでちょっと確認したという次第です。はい、ありがとうございました。

○佐野会長 では、ほかにありますでしょうか。

○C委員

先ほどのE委員の指摘がありました灰に付着するダイオキシンの件でございますけれども、3ページによりますと、全量埋め立てを基本とするということが明記してあって、最初のほう、A委員が指摘されたときには、鉄、あるいはアルミを再生する可能性があるという話をされましたけれども、ストーカー方式の鉄はほとんど酸化されていて、余り回収することは少ない、アルミニウムは溶けてしまうという現状があるのですが、それでも再生、回収されるのかということと、それからこの灰の処理について埋め立てなのですが、これについてはどのように埋め立てると考えておられるかというのをお聞きしたいです。

○佐野会長 お願いします。

○事業者

失礼します。まず、焼却灰の埋め立て方式が今、管理型の最終処分場というのが先ほども課長のほうから説明がありましたが、伏野でございます環境クリーンセンターというところがございます。こちらのほうには、その不燃物の中間処理施設から出る不燃物残渣とあわせて、一般廃棄物焼却施設から出る焼却灰を埋め立てております。こちらの埋め立て方法につきましては、処分場内を2分化しまして、上流部に焼却灰を現在も埋め立てておりますし、今後も上流部に焼却灰を埋め立てる計画でございます。といたしますのが、最終処分場というのは重力式のコンクリートダムを擁してございまして、そちらのほうに焼却灰を付着といいますか、積み上げますと、堰堤自体に負荷がかかるということ。それから、降った雨が浸透が遅くなったり、場内貯留をしたりするものですから、そういう埋め方を現在もしておりますし、これからもやっていく計画でございます。よろしかったでしょうか。

OC委員 あと、金属の回収のところ。

○事業者

済みません。金属の回収につきましては、今、他施設でも最近の施設を見学させていただくことがあるのですが、鉄類については結構な率で回収ができております。あと、さっき言われました重金属類とか、それからアルミ類、そういうものに関しては焼却灰の中にまじった状態で埋め立てられると考えております。これは今の鳥取県東部の4施設、またほかのこのストーカー方式を採用されておられるところでも同様だと思っておりますし、最終処分場の放流水の基準なんかを見て、放流水の検査結果などを見てみましても、現状で高い値は一切出ていないという状況でございます。

OC委員

私のその知識が古くなければ、ストーカー方式で出た灰を埋め立てるときには、重金属類及びダイオキシン類が漏れ出さないように固型化して埋め立てるという規定があったかと思うのですが、そういう意味では灰の中にもダイオキシン類が含まれているのではないかなというのが私の意見でございます。ありがとうございます。

○佐野会長 ほかにはありますでしょうか。 お願いします。

OF委員

済みません、以前のこの影響評価の委員会のときにも確認をしたかもしれないですが、今後そのストーカー方式の実際のシステムを受注される企業を選定する場合に、この7-68のところに出ています排ガスの諸元が、確実にこれ以下のものが出るような施設をまずは選定の基準にされるということ、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○事業者

はい。これを下回るものを選考しようと考えておりますし、こちらの値は以前、ストーカーメーカー、それからストーカープラス灰溶融メーカー、それからガス化溶融の関係ですね、このメーカーアンケートで何社かずつとったのですが、その中で一番大きな値をこ

ちらのほうに載せております。ですから、今、現状としましては、これより低い値で、これは270トンで計画しておりましたし、240トンにすることで確実に低い値が出てくると考えております。

○F委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐野会長 ほかに御意見、御質問ありませんでしょうか。

○G委員

済みません、2点ほどお聞きしたいのですが、この変更届、別添資料の10ページのところで、基本的な考え方のところでお聞きしたいのですが、最も多いごみを処理することが予測される平成29年度というふうに、真ん中に書かれていて、それが今回変更なしで出ているのですが、実際これが供用されるのは32年とか、平成33年になるかと思うのですが、これは平成29年度も予測されるごみの量が32年ごろにおいても量は余り変わらないと考えてよろしいのですかね。

○事業者

はい。今現状といたしまして、実際の値を見てみましても、わずかずつは下がってきておりますが、そのわずかずつというのは、では本当にグラフにあらわせるような値ではないです。途中にはほんの少し何百キロとか何トンとかふえたりすることもあると考えておりますので、今はまだこの時点の修正が一番正しいのではないかなと考えております。以上です。

○G委員

ありがとうございます。

あともう1点お聞きしたいのですが、先ほどの御説明でもあったと思うのですが、85ページのところに表の7-1-1.60、車種別排出係数が、前回変更前から比べて大体半分ぐらいの値になっているということで、これは本当に正しいのかという、もしわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

○事業者

84ページ、85ページの排出係数ですけれども、アセスの時点のときには、同じ総研さんの資料ですが、15年版であったと、その時点の最新版を使ったのですが、このたびは24年2月に出たばかりの最新の知見を用いてございます。この中でも原典を見ますと、やはりライフスタイルの変化に伴って電気自動車、CNG自動車の採用とか、そういった将来計画も見据えた上で車種別排出係数がどうも設定されているようでございまして、それで見ますと、やはり大分低減されているという状況になってございます。

○G委員

これは結構信用していい値だと思っていいですね。

○事業者

ええ。これ以外によりどころがあれば、逆に教えていただければ。

○G委員

いや、私もちょっとわかりませんのでお聞きしたのですが。かなり値が半分とかそれ以下になっていたので、大きく違うなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

○佐野会長 ほかにございますでしょうか。

○H委員

元に戻る話で、プロセスの話なのですが、今回はある集落から差止め請求があったということで、係争関係にあったということだったのですが、その集落の方からの、もうぎりぎりまで、今年までずっとその裁判が続いていたということですから、そちらの方々からの意見とか、普通に評価書とかそのプロセスでその地域の方からの意見を聞き取る場面があったと思うのですが、そういうときに訴えられていた自治体の人は何か意見を言っていたのでしょうか。

逆に係争中だから、その該当する自治体の方は余り意見が出ていなかったという状況なのか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

○事業者

済みません。言われたのは、多分その1集落の人がこの東部広域がやっている環境影響評価に対して意見が言えたか、出せたか、思っておられることが、ということだと思えますが、こちらのほう、環境影響評価の準備書を作成したときに、まず、河原町で説明会を開いております。そのときにもその集落の方、何人かが出てこられて多くの意見をいただいておりますし、環境影響評価の準備書に対する意見、こちらのほうもたくさんの意見をいただいておりますし、評価書作成後も何点か御意見をいただいているのが現状でございます。

それから、あと、3次報告を作成いたしましたときに、3次報告ではなくて、ごめんなさい、環境影響ではなくて施設整備計画書……（発言する者あり）施設整備の計画書ですね。このときも住民意見としてそちらの集落のほうからたくさんの御意見をいただいております。そちらのは前回の環境影響審査会のときに、こちらのほうにその内容も提示しておりますし、これには載っているのかな。済みません、少々お待ち下さい。

済みません。こちらの評価書自身には載せておりませんが、審査会の場でその資料のほうをつけさせていただいて、皆さんにもごらんになっていただいたという状況でございます。以上でございます。

○H委員

恐らくそういった意見を出された上で、これでは私たち、住民の方が自分たちの生活が脅かされるかということ懸念して訴訟ですか、差し止め請求とかされたと思うのですけれども、それに対しては十分に応えられるような対応をしているということによろしいですか。

○事業者

お答えさせていただきます。このアセスのこの環境影響評価に限らずかなり全般にわたりますして、さまざまな御意見を反対集落を初め、そういう思いのある方々がいっぱい意見いただいておりますし、それに対してはその都度丁寧な対応をさせていただいております。文章でいただいた質問に対しては文章で答えさせていただいておりますし、ホームページ等で答えさせていただくものについてはホームページで答えさせていただくということで、きちっとした対応をせずとやってきておりますので、手続上におきましては、その地元

の方々も御理解をしていただいているということで承知しております。

OH委員 わかりました。

○佐野会長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

OF委員

済みません。非常に細かい点で申しわけないのですけれども、図の2-2. 8という図は、ガス化溶融方式のフローなのでカットされたと思うのですけれども、本編からは2-2-8というふうな数字がもうなくなっていて、2-7の図の次が2-9になっているのですけれども、これは訂正されると考えてよろしいですね。済みません。評価書の2-15ページに2.7があって、その次の図が2-21の図の2-2. 9という形になっているので、この数字は1つずつずれていくのかなという気がするのですけれども。非常に細かい点で申しわけないです。欠番ということはないですよ、恐らく。

○事業者

済みません、お手元の25年10月のこの評価書につきましては、実は更新版の評価書ということで、今回の第1回、第2回、今回第3回の変更届の内容を反映させた評価書にしておりますので、もともとの評価書、こちらの冊子のほうの25年10月に出した際の2-15ページを今回のものにわざと変えている、意図的に変えているということがございます。

OF委員

こっちが最新版だと思っていた、反映された版だと思っていたのですけれども、今日いただいたものですね、これはこちらの別添資料の中の変更後のものが入っているのですね。その中に図の2-2. 8というのがないのですけれども、単純に番号ずらせばいいだけの話だと思いますので、そうしていただければと。済みません、わかりにくいですか、図の2-2. 8というの、もともとはガス化溶融方式のフロー例という図が変更前の評価書の中であったのですが、これがカットされましたので、そのままカットされたままの番号

のままになっていますから、それはずらしたほうがいいのではないかなという、非常に細かい点の話です、申しわけないです。

○事業者

御指摘ありがとうございます。図番の修正ですね。させていただきます。（「番号の修正」と呼ぶ者あり）はい。

○佐野会長

では、その点はよろしくお願ひします。

ほかにございませんでしょうか。

では、私から1つお願ひしたいのですが、生態系への影響ということについてですけれども、最初のほうで県のほうから特別な希少動植物はいないという説明だったので問題はないと思うのですが、このドオトープの計画がありますよね。このビオトープというのは具体的な計画というのはもう決まっているのでしょうか。どんなものを想定されていますか。

○事業者

済みません、基本的にはまだしっかりしたものというものは無いのですが、こちらの図のほうを見ていただけますでしょうか。ページでいいますと17ページのほうです。こちらのほうに黄色い丸でビオトープと書いております。こちらのほうは、実はここ今、池があるところです、これは池です、本当は。今、緑に塗っていますところは堤がございまして、こちらのほうを1メートルぐらいの水位を残しまして環境整備をしようと思ひます。それが1点と、もう一つ、今まだ計画には載せては無いのですが、こちらのページでいいますと、右下のほうに新設緑地と書いてある谷が1本あります。ここにも実をいいますと池がありまして、そこにはずっと上流部から水が流れてきている状況でございまして、こちらのほうは自然の状態を残して、こちらのほうに今、今後出てきた希少系な植物を移殖していこう。ただし、こちらは手をつけずに、崖を崩したりとかそういうものではなく、今の状態を残しながらビオトープ化を図っていきたいと考えております。以上です。

○佐野会長

では、この施設をつくることによって、その水たまりとか池みたいなものが影響を受けるといえることはないと考えていいのですか。

○事業者

はい。ないと考えておりますし、現時点でもう既にカスミサンショウウオとかイモリ、そういうものを実際こちらの谷の、もう一つ線路があるのですが、線路より向こう側の谷に移殖して、そちらのほうを調査を行っておりますし、毎年、今も、工事はまだ始まっていないのですが、毎年こちらのほうを確認をして、その年に採取したものに関しては移殖をずっと続けているという状況でございますので、この工事が終わった後も、もしそういうものが出てきた場合、そういう移殖は続けていって、後々、事後調査で報告させていただく内容になるのかなと思っております。

○佐野会長

目立つものは目につくのですけれども、目立たないものについても綿密な対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかにごございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、時間はまだもう少しありますが、特に御意見がなければこのあたりで御意見は打ち切りにしたいと思います。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、今後についての話ですが、委員の皆様には本日の資料をお持ち帰りいただくということなので、新たに見つけたと、発見したとかそういうことがあれば、事務局を通じて事業者のほうに質問させていただきたいと思っております。それから、その期限は一応12月18日をめどに御意見をいただきたいということなので、それまでに事務局のほうにメールでお知らせください。12月18日の金曜日までです。なるべくたくさん御意見、御質問をお寄せいただきたいと思います。もちろん本日欠席の委員の方にも資料をお送りして御意見を伺うということになっております。

本日出た意見、あるいは質問に関して、事業者のほうで回答を加味していただいて、書きかえるところは書きかえていただいて完成させていただきたいと思っております。

それで、次回は来年の1月ごろを予定していますけれども、改めて審査会を開催し、審議をまとめたいと考えております。

以上について、御了承いただけますでしょうか。委員の方、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

それでは、次の議題は、3、その他ですけれども、こちらでは用意していませんが、事務局のほうでありましたらお願いします。

○事務局

ありがとうございました。次回の会議日程でございますけれども、近日中に、また日程調整のメールなり御連絡を差し上げたいと思います。その際にはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○佐野会長

ほかにありませんでしたら、これで本日の審査会を終了したいと思います。先ほども言ひましたけれども、その後、質問、御意見ありましたら事務局のほうまで御連絡ください。

本日は本当に長時間にわたり、審査に御協力いただきました。ありがとうございました。